

年金・手当・扶養共済

障害のあるかたの生活の安定を図るため、各種の年金、手当制度があります。

障害基礎年金(国民年金)

所

【対象者】

- ①病気やけがなどで初めて診療を受けた日(初診日)に、次のいずれかに該当するかたのうち、原則として初診日から1年6か月後に、国民年金法に定める障害等級1・2級に該当するかた
- 初診日に国民年金に加入していた20歳以上60歳未満のかた
 - 初診日に厚生年金に加入していなかった60歳以上65歳未満のかた
- ※ただし、初診日以前の一定の保険料納付要件を満たしていること。
- ②20歳前の病気やけがで①程度の障害があり、20歳に達したかた
- ※ただし、他の公的年金を受けているとき、または本人の所得が一定額を超えるときは支給停止となります。
- ※原則として老齢基礎年金(国民年金)を受給しているかたは対象となりません。

【内容】

○年金額(2024年4月分から)

1級障害：1,020,000円(※1,017,125円) 2級障害：816,000円(※813,700円)

(※は1956年4月1日以前生まれのかたの額)

※18歳(障害のある場合は20歳)未満の子を扶養するときは、次の額が加算されます。

1人目、2人目：1人につき234,800円
3人目以降：1人につき78,300円

○支払月：2・4・6・8・10・12月

【問合せ】

保険年金課 TEL 059-340-0221 FAX 059-359-0288

障害厚生年金(厚生年金保険)

【対象者】

病気やけがなどで初めて診療を受けた日(初診日)に厚生年金保険に加入していたかたで、障害の程度が厚生年金保険法で定める1～3級に該当するかた

※ただし、初診日以前の一定の保険料納付要件を満たしていること。

※ほかに障害手当金の制度があります。

【内容】

○年金額

障害の程度(厚生年金の障害等級1～3級)、保険の加入期間、扶養する配偶者の有無などによって年金額が異なります。

厚生年金の障害等級が1・2級に該当したかたは障害基礎年金も受給することになります。

○支払月：2・4・6・8・10・12月

【問合せ】

日本年金機構 TEL 0570-05-1165(ねんきんダイヤル) FAX 059-354-5011

※ご来所の際は予約をお取りください。

障害年金生活者支援給付金

所

【対象者】

以下の支給要件をすべて満たしている方

- ①障害基礎年金※1を受給している
- ②前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円※2」以下である

※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

【内 容】

◎給付月額(2024年4月分から)

1級障害：6,638円 2級障害：5,310円

◎支払月：2・4・6・8・10・12月

【問合せ】

日本年金機構 TEL 0570-05-1165(ねんきんダイヤル)

○お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものを用意してください。

○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせの場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。

心身障害者扶養共済制度

心身に障害のあるかたの保護者が掛金をし、万一の場合に、残された障害者のかたに終身年金を支給する制度です。

【対象者】

心身に障害のあるかた(知的障害者、身体障害者1～3級、精神または身体に永続した同程度の障害のあるかた)の保護者で、次の条件に該当するかた

- ①三重県内に住所があるかた
- ②加入時年度の4月1日時点での年齢が満65歳未満のかた
- ③特別の疾病または障害がないかた

【内 容】

加入する保護者が死亡または重度の障害状態になったとき、心身に障害があるかたに年金が支給されます。

◎掛金月額(2024年4月1日現在)

加入時の保護者の年齢によって、1口につき9,300円～23,300円で、心身に障害があるかた1人につき2口まで加入できます。

※生活保護を受けているかた、市民税非課税のかた、均等割のみ課税のかたには、掛金の減免制度があります。

※この掛金は、所得税、市・県民税の控除対象となります。

◎支給月額 20,000円(2口加入の場合は40,000円)

【問合せ】

障害福祉課 管理係 TEL 059-354-8171 FAX 059-354-3016

特別障害者手当

所

【対象者】

精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活においていつも特別の介護を必要とする20歳以上のかた。(本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、手当が支給されません。申請には所定の医師の診断書が必要です。)

【次のかたは手当を受けられません】

施設に入所または病院等に3か月以上入院しているかた

【内 容】

◎支給月額：28,840円(2024年4月分より)

◎支払月：2・5・8・11月(各月5日払)口座振込

【問合せ】

障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163 FAX 059-354-3016

障害児福祉手当

所

【対象者】

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活においていつも介護を必要とする20歳未満のかた。(本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、手当が支給されません。申請には所定の医師の診断書が必要です。)

【次のかたは手当を受けられません】

- ①施設に入所しているかた
- ②聴覚に障害のあるかたで、自動車運転免許を持っているかた
- ③障害年金を受けているかた

【内 容】

◎支給月額：15,690円(2024年4月分より)

◎支払月：2・5・8・11月(各月5日払)口座振込

【問合せ】

障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163 FAX 059-354-3016

特別児童扶養手当

所

【対象者】

精神または身体に障害があるため、介護を必要とする20歳未満の児童を養育しているかた

【次の場合は手当を受けられません】

- ①日本国内に住所がないとき
- ②児童が施設に入所しているとき
- ③児童が障害年金を受けられることができるとき
- ④本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

【内 容】

- ◎支給月額 1級(重度障害) 55,350円(2024年4月分より)
2級(中度障害) 36,860円(2024年4月分より)
- ◎支払月 4・8・11月(各月11日払) 口座振込

【問合せ】

こども保健福祉課 給付係

TEL 059-354-8083 FAX 059-354-8061

児童扶養手当

所

【対象者】

児童(18歳に到達後の最初の3月31日までの間、または障害がある場合は20歳未満)を養育しているかたのうち、父または母に重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)があるかたや離婚、死別などでひとり親のかた

【次の場合は手当を受けられません】

- ①日本国内に住所がないとき
- ②児童が施設に入所しているとき
- ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

【内 容】

- ◎支給月額(2024年4月分より)
 - 児童1人のとき 全額支給 45,500円
一部支給 45,490~10,740円(所得に応じて変動)
 - 児童2人目 全部支給 10,750円
一部支給 10,740~5,380円(所得に応じて変動)
 - 児童3人目以降 全部支給 6,450円
一部支給 6,440~3,230円(所得に応じて変動)
- ◎支払月 奇数月(各月11日払) 口座振込

【問合せ】

こども保健福祉課 給付係

TEL 059-354-8083 FAX 059-354-8061

四日市市重度障害(者)手当

所

【対象者】

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている20歳以上のかたで、申請時に65歳未満のかた(本人、配偶者、扶養義務者のいずれかに市民税が課税されているときは、手当が支給されません。)

【次のかたは手当を受けられません】

- ◎施設に入所または病院等に3か月以上入院しているかた
- ◎生活保護を受給しているかた
- ◎特別障害者手当または福祉手当(経過措置)を受給しているかた

【内 容】

- ◎支給月額：1,000円
- ◎支給月：2・5・8・11月(各月5日払) 口座振込

【問合せ】

障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163 FAX 059-354-3016

四日市市重度障害(児)手当

【対象者】

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている20歳未満のかた

【次のかたは手当を受けられません】

- ◎施設に入所しているかた
- ◎生活保護を受給しているかた

【内 容】

- ◎支給月額：2,000円
- ◎支給月：2・5・8・11月(各月5日払) 口座振込

【問合せ】

障害福祉課 手当・医療費係 TEL 059-354-8163 FAX 059-354-3016